

広陵町保育所(園)・認定こども園(保育認定)・小規模保育事業 入所申込みのご案内(二次募集)

1 保育所(園)・認定こども園(保育認定)・小規模保育施設とは

保護者の就労や病気等により児童を家庭で保育できない場合に、保護者にかわって保育するところが保育所(園)・認定こども園(保育認定)・小規模保育事業です(以下「保育園等」。)。

※小規模保育事業は、3歳児未満のお子さんが対象となります。

入所(園)申込にあたっては、保護者が希望する保育所(園)等を選択していただきます。ただし、希望する保育園等の申し込みの児童数が受け入れ可能数を上回った場合には、入所(園)する児童を選考により決定します。そのため、申し込みの状況によっては入所(園)していただけないこともありますのでご了承ください。

保育の必要性の認定

保育園等の利用については、支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園(幼稚園認定)
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする就学前の子ども	保育所(園)、認定こども園(保育認定)
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所(園)、認定こども園(保育認定)、小規模保育施設など

2 入所申込書の受付

受付期間 令和8年1月9日(金)から1月23日(金)まで

場 所 広陵町総合保健福祉会館2階(さわやかホール内) こども課

◎ 受付の際は、必ず広陵町施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(現況)申請書兼入所(入園)申込書(以下、入所申込書という。)入所(園)申込確認票、就労証明書(全ての保護者分)等の添付書類を揃えて提出してください。

※ 必要書類がそろわないときは、申し込みの受付をいたしかねますので注意してください。

◎ 受付期間内に申し込みのあった児童について、提出書類等を基に、保護者が保育を必要とする程度に応じて内定者を選考し、2月中旬から下旬頃に通知します。
なお、申し込み人数によっては内定できない場合があります。

※子ども・子育て支援法第20条第6項の規定により、30日以内に結果をお知らせすることとされています。しかし、令和8年度の保育園等入所申し込みに向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することをご了承ください。(同条第6号ただし書)

3 入所申込資格

児童の保護者が次の(1)住所要件及び(2)入所(園)基準の両方の条件に該当し、保育の必要性の認定(保育認定)を受けることが必要です。認定を受けるためには、町に保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の申請が必要ですが、保育園等の利用の申し込みと同時に手続きを行うことができます。

- (1) 児童及び児童の保護者が広陵町に住所を有し、かつ居住していること。
※申込み当時、広陵町に住所を有しない場合であっても、令和8年3月末までに転入される場合は申し込み可能です。ただし、申し込みの際に土地・建物の売買契約書等の書類の提出が必要です。
- (2) 保護者が次のいずれかに該当し、保育を必要とすること(保育の要件)。
- ① 居宅内外で、1か月48時間以上就労していることを常態としている場合
 - ② 妊娠中であるか、又は出産後間がない場合(出産予定月及びその前後2か月(最長5か月))
 - ③ 疾病にかかっている、あるいは負傷している、又は精神や身体に障がいを有している場合
 - ④ 親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時、介護又は看護している場合
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
 - ⑥ 求職活動中である場合 ※入所(園)後3か月以内に就労することが条件
(入所(園)後90日以内に『就労証明書』の提出が必要です。)
 - ⑦ 学校に在籍している、又は職業訓練を受けている場合
(趣味の講座、カルチャースクール等は申込み対象外です。)

◇◇留意事項◇◇

- ※ 産休・育休明けの方で令和8年5月～12月に途中入所(園)を希望される場合は、出産前から申し込み可能です。(未出生児童の申込みには母子健康手帳の写しが必要です。)
- ※ 育児休業から復帰する予定で入所された場合、復帰月中に、就労証明書を提出してください。育児休業を延長される場合は、入所取消しとなります。
- ※ 転入予定の方で、令和8年3月末までに転入されなかった場合は、入所取消しとなります。
- ※ 転園希望で入所申込し、新規申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設での次年度継続利用はできません。
- ※ 町内施設と町外施設の併願はできませんが、現在、町外の施設に入所されている方で、町内の施設に転園希望の方に限り、新規町内施設と継続町外施設の併願が可能です。
- ※ 妊娠・出産を理由に入園した場合は、保育を必要とする事由が他にない場合は育児休業の取得有無にかかわらず産後2か月で退園となります。
- ※ 入園後に、妊娠・出産し、育児休業が取得できない場合は、産後2か月で退園になります。ただし、保育を必要とする事由が他に継続する場合は除きます。(例:産後2か月経過後、新たに就労する場合等)

【保育認定の有効期間】

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。有効期間が切れると保育所(園)等の利用ができませんのでご注意ください。

事由	保育認定の有効期間(保育所(園)等の利用可能期間)
①	お子さんの小学校就学まで
②	出産予定月及びその前後2か月(最長5か月)まで
③ ④ ⑤	その状態が継続する期間まで
⑥	有効期間の開始日から90日を経過する月の末日まで
⑦	保護者の卒業予定日(修了予定日)が属する月の末日まで

4 入所申込手続

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(現況)申請書兼入所(入園)申込書(保育児童台帳)(児童1人につき1枚)に、該当する保育の要件に関する書類を添付して提出してください。(添付書類は、保護者が父・母の場合、それぞれ必要になります。)

なお、児童の心身に障がいがある場合は、その児童の保育に資するため、毎年医師の診断書及び意見書等を提出していただく必要があります。

※ 必要となる添付書類や申込に際してご不明な点がありましたら、広陵町ホームページをご覧いただく又はこども課までお問い合わせください。

※ 同居家族に保護者以外の人(祖父母で65歳未満)がおられる場合は、その人が児童の保育をできないことを証明できる上記の書類等も添付してください。無くとも申請はできますが、調整指数が減点になります。

※ 企業主導型・認可外保育施設等を1か月以上継続利用しながら就労している(予定も含む。)場合は、それについて証明できる書類を添付してください。無くとも申請はできますが、調整指数が加点されません。

5 保育所(園)等の概要

	保育所(園)				認定こども園				小規模保育事業
	広陵西保育園 ※1	真美北保育園 ※2	馬見労保育園	ひだまり保育園	広陵北かぐや こども園 (2・3号)	真美ヶ丘第二小 学校附属幼稚園 (2号)	畿央大学付属 広陵こども園 (2・3号)	ときわ広陵 こども園 (2・3号)	おひさま保育園
住 所	馬見南3-9-8	馬見北5-13-3	平尾546	三吉1874-2	弁財天297-2	馬見北7-1-32	平尾512	古寺144-1	笠168 グリーンパレス内2階
電話番号	55-1987	55-7088	55-1027	55-7575	58-2030	55-6240	54-5233	55-3201 現:常葉保育園	54-3131
設 置	公立	公立	私立	私立	公立	公立	私立	私立	私立
運 営	民営	民営	民営	民営	公営	公営	民営	民営	民営
定 員	150名	55名	150名	70名	148名	90名	69名	132名	19名
入所対象年齢	・6か月以上 ・産休明け乳児 ※産休明け乳児の保育については、入所児童の数等でお預かりできない時があります。	6か月以上 3歳児未満	・6か月以上 ・産休明け乳児 ※産休明け乳児の保育については、入所児童の数等でお預かりできない時があります。	6か月以上	6か月以上	3歳児以上	6か月以上	6か月以上	6か月以上 3歳児未満
開園時間	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
	午前7時30分～午後8時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後8時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時
	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
	午前7時30分～午後2時	午前7時30分～午後2時	午前7時30分～午後3時	午前7時30分～午後1時	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後5時30分	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後1時

※1広陵西保育園については、令和9年4月より認定こども園に移行します。

※2真美北保育園については、令和8年4月より0～2歳児のみを預かる保育園に移行することから、令和8年度以降、3歳児以上の児童については、現在の真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園が移行した新たな認定こども園に通園となります。



ホームページ用QR

お問い合わせ先
広陵町教育委員会事務局
こどもまんなか部こども課
TEL 0745-55-6820

6 その他の

【保育時間・延長保育料】

午前7時30分		午前8時30分		午後4時30分		午後6時30分	
保育短時間認定の方		①時間外保育		通常保育		①時間外保育	
有料		通常保育		②延長保育		有料	
午前7時30分		午後6時30分		有料		有料	
保育標準時間認定の方		通常保育		②延長保育		有料	

※原則、保護者の就労等で保育が必要になる時間や保育の要件によって、保育所(園)等の利用時間が決まります。

保育短時間 … 就労等で1か月48時間以上120時間未満の方、求職要件の方

保育標準時間 … 就労等で1か月120時間以上かつ1週間に30時間以上の方

◎勤務時間の変更等による保育の必要量の変更は、こども課又は各保育所等(町内の場合)に前月中に申請してください。

延長保育時間	延長保育料 (月額)
①時間外保育	400 円
②延長保育	1,000 円 (延長 30 分に付き)

※私立の保育園、認定こども園では上記と料金が異なる場合があります。

【月額利用者負担額】

(単位:円)

階層区分		利用者負担額							
		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0		
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0		
3	市町村民税所得割課税世帯	市町村民税所得割課税48,600円未満	15,600	15,300	15,600	15,300	15,600	15,300	
4-1		市町村民税所得割課税57,700円未満	24,000	23,600	24,000	23,600	24,000	23,600	
4-2		市町村民税所得割課税77,101円未満	24,000	23,600	24,000	23,600	24,000	23,600	
4-3		市町村民税所得割課税97,000円未満	24,000	23,600	24,000	23,600	24,000	23,600	
5		市町村民税所得割課税169,000円未満	39,000	38,300	33,000	32,400	28,600	28,100	
6		市町村民税所得割課税235,000円未満	46,100	45,300	39,000	38,300	33,800	33,200	
7		市町村民税所得割課税301,000円未満	53,200	52,300	45,000	44,200	39,000	38,300	
8		市町村民税所得割課税397,000円未満	62,700	61,600	53,000	52,100	45,900	45,100	
9		市町村民税所得割課税397,000円以上	72,200	71,000	61,000	60,000	52,900	52,000	

副食費以外の保育料が無償化

1. 月額利用者負担額は、税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算出します。
保護者両方が非課税の場合は同世帯の祖父母のうち所得が高い方の所得割額を基に算出します。
2. 小学校就学前の入所している子どもが2人以上いる場合は、第2子は半額、第3子以降は0円となります。ただし、第1階層から第4-2階層の方は子どもの年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は0円となります。
3. ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等の子どもについては、第3階層から第4-2階層までは次のとおりです。
第3階層:3歳児未満の第1子は標準時間7,300円、短時間7,150円、第2子以降は0円
第4-1、4-2階層:3歳児未満の第1子は標準時間・短時間ともに9,000円、第2子以降は0円
- 注:該当される方は、児童扶養手当証書等のコピー、身体障害者手帳、療育手帳のコピー等を提出してください。
4. 保育料は毎年9月が切り替え時期です。令和8年4月分から8月分は、令和7年度の市町村民税所得割課税額により決定し、令和8年9月分から令和9年3月分は、令和8年度の市町村民税所得割課税額により決定します。
5. 年度途中での年齢の見直しは行いません。
6. 保育料及び給食費のほか、諸経費が必要となります(園により金額が異なります)。